

令和5年度法務省委託
人権啓発指導者養成研修会

障害のある人と人権 ～障害者差別解消法を踏まえて～

静岡県立大学 名誉教授

障害学会 会長

内閣府障害者政策委員会 前委員長

国連障害者権利委員会 元副委員長

石川 准

目次

1. 障害の社会モデルとは
2. 障害者権利条約と障害者権利委員会
3. 障害を理由とする差別の禁止
4. 当事者参画

Part 1

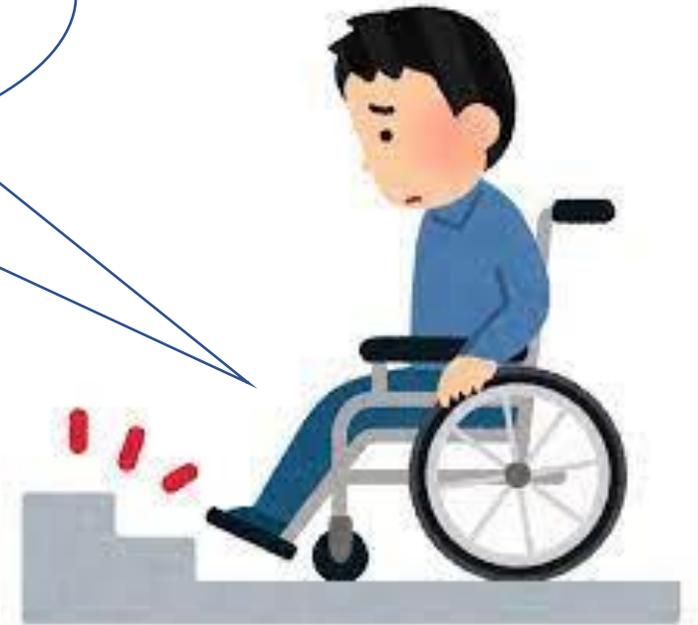
障害の社会モデルとは

障害はどこにあるか？

(例) 車いすの人と階段

足？

階段？



医学モデルと社会モデルの考え方の違い

(例) 車いすの人が階段を一人で上り下りできない問題

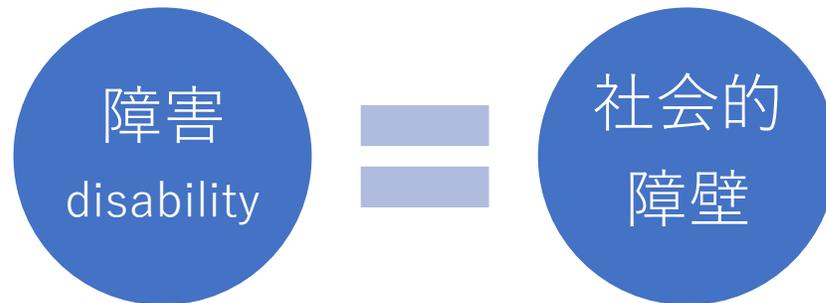
	問題はどこにあるか	解決方法
医学モデル	歩けないこと（個人の機能の障害）が原因	リハビリ、階段を昇降できる電動車椅子の開発等
社会モデル	段差があることやエレベーターがないこと（環境・施設・設備の不備）が原因	エレベーターやスロープの設置

障害の社会モデルとは

障害の社会モデルの原点は1970年代
英国と米国の障害学（Disability Studies）が理論化

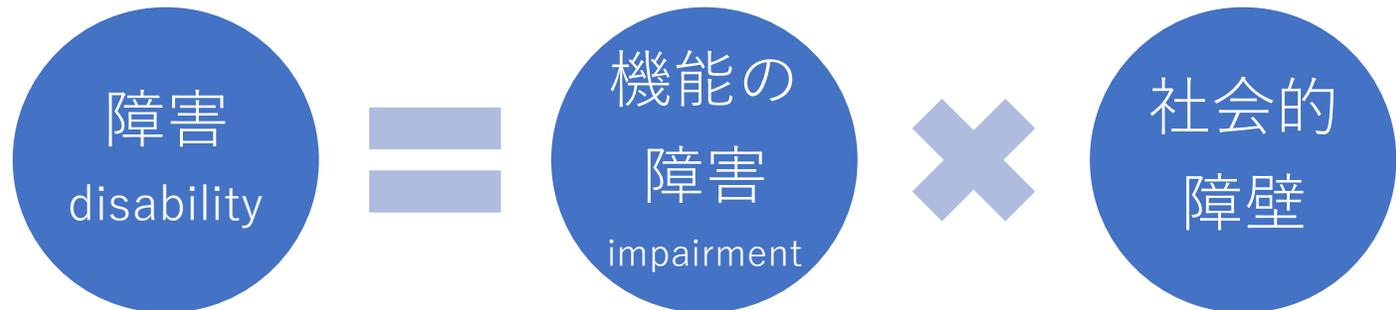
イギリス障害学の社会モデル

社会的障壁が障害（disability）を
もたらしている



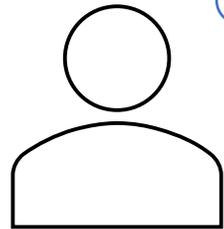
アメリカ障害学の社会モデル

障害（disability）は機能の障害
（impairment）と社会的障壁の相互
作用により生じる



悪夢なもの

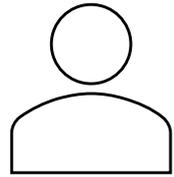
想像してみてください
ください



- 階段のない2階建て住宅
- 階段しかないタワーマンション
- 街灯のない真っ暗な道
- 3秒で変わる信号機
- スピーカーとマイクのない講演会
- 字幕・吹き替えのない外国映画

誰もが施設・設備の方に問題があると思うでしょう

「健常者」とは



「悪夢なもの」を想像してみて、
障害者が日々経験しているのはこ
ういうことなのか...とわかりました。

それよりも、気づいてほしいのは、
以下のようなことなのです。



健常者とは

- 「できないこと」が多くの人と共通している人
- できなくても困らない環境が既に用意されている人

医学モデルと社会モデルの考え方の違い

	健常者	障害者
医学モデル	配慮の要らない人	配慮の要る人
社会モデル	(既に) 配慮されている人	(未だ) 配慮されていない人

Break Time



『障害学への招待』

「障害の社会モデル」を日本に初めて紹介

石川准・長瀬修 編著 (1999)

『障害学への招待』 明石書店



Part 2

障害者権利条約と 障害者権利委員会

障害者権利条約

障害のある人の人権や基本的自由を守ることを目的として、障害者の権利を実現するために国がすべきことを規定



国連の主要人権条約

半世紀をかけて9つの主要人権条約を制定

人種差別撤廃条約	1965年採択	1995年日本加入
自由権規約	1966年採択	1979年日本批准
社会権規約	1966年採択	1979年日本批准
女性差別撤廃条約	1979年採択	1985年日本批准
拷問等禁止条約	1984年採択	1999年日本加入
子どもの権利条約	1989年採択	1994年日本批准
移住労働者権利条約	1990年採択	
障害者権利条約	2006年採択	2014年日本批准
強制失踪者保護条約	2006年採択	2009年日本批准

障害者権利条約は「遅れてできた条約」

最初に

- 社会のすべての成員の人権に関する条約

その後

- 女性や子どもといった人権侵害を受けやすい集団に属する人々の人権に関する条約
- なかでも障害者の権利条約は「遅れてできた条約」「待たされた条約」

障害者権利条約が求めていること

- 政策立案と監視への当事者参画
- 障害の社会モデルに基づく法制度・施策
- 合理的配慮の不提供を含むあらゆる差別の禁止
- 自己決定の権利と自己決定支援
- 多様性の承認
- 地域生活、教育、労働、文化・スポーツのインクルージョン
- 全ての領域の物理面、情報面のアクセシビリティの促進

国連 障害者権利委員会 (CRPD) とは

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

国連で採択された障害者権利条約を実効化するため、締約国の人権条約の履行状況を監視する人権条約機関 (human rights treaty bodies)



OHCHRウェブサイトより <https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies>

委員構成

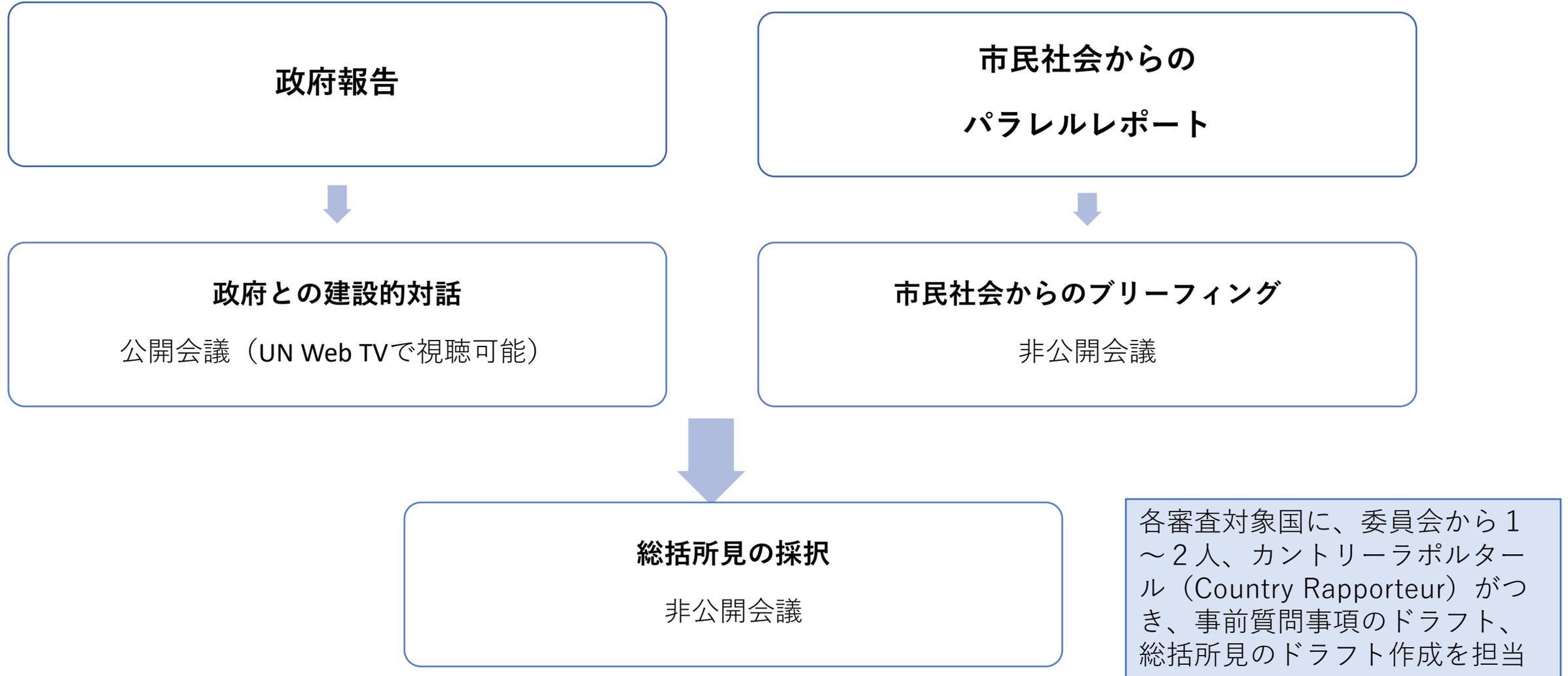
- 18名の委員（任期4年）から成る委員会
- 締約国からの推薦により立候補し、締約国会議での選挙で選ばれる
- 障害者権利委員会の委員の大多数は障害当事者
- 障害のある研究者、弁護士、障害者運動の活動家が推薦され委員を務めることが多い
- 政府から独立した立場で監視の任に当たる

国連 障害者権利委員会（CRPD）の主要任務

- 各締約国による条約実施の定期的「審査」
- 選択議定書に基づく「個人通報」の審議
- 選択議定書に基づく締約国による「重大または系統的な条約違反」の調査
- 権利委員会の条文解釈としての「一般的意見」の作成



各締約国による条約実施の定期的審査



Break Time



国連障害者権利委員会の委員になる

- 政府と障害者団体の両方から要請を受けて立候補することになる
- ニューヨークの国連本部で選挙活動
- 任期は2017年～2020年の4年間
- 2019年～2020年は副委員長を務める
- 年に2回、春と夏にジュネーブにおよそ4週間ずつ滞在
- 公開会議（審査国との建設的対話）と非公開会議（市民社会からのプライベートブリーフィング・総括所見の採択・一般的意見の作成・個人通報の審議等）に出席
- ニュージーランド、モンゴル、シンガポール、チェコ、ミャンマー、中国、イスラエルのカントリーラポルター（Country Rapporteur）を担当



国連障害者権利委員会の様子



国連欧州本部の門の前で



会議の様子



昼休みは体力の回復に努める

Part 3

障害を理由とする 差別の禁止

障害者基本法の改正

障害者に関わる政策の基本理念、各分野の政策目標などを規定する法律

平成23年（2011年）の改正のポイント

- 障害の社会モデル（相互作用モデル）を導入
- 合理的配慮を含めた差別禁止を規定
- 障害者政策委員会の設置を規定（当事者参画、監視機能）

障害者差別解消法の制定

平成25年（2013年）制定、令和3年（2021年）改正

「差別禁止法」ではなく「差別解消法」

司法の場で直接利用することを意図して作られた法律ではない

この法律のねらい

- 行政や事業者と障害者との間の建設的対話により直面する障壁を取り除くための方法を合意すること
- 悪質な差別に対しては主務大臣による指導、監督により、不当な差別的取り扱いの禁止の徹底と合理的配慮の提供を民間事業者に浸透させていくこと

障害者差別解消法が求めていること

平成25年（2013年）制定、令和3年（2021年）改正

「不当な差別的取扱い」の禁止

「合理的配慮」の不提供の禁止

「不当な差別的取扱い」の禁止

「不当な差別的取扱い」とは

行政機関等及び事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること

正当な理由がなく「不当な差別的取扱い」と考えられる例

- ◆ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、**漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること**
- ◆ **業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと**
- ◆ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に**接遇の質を下げる**こと
- ◆ 障害があることを理由として、**具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること**

「合理的配慮」の不提供の禁止

「合理的配慮」とは

行政機関等及び事業者が、社会的障壁を取り除くために、申し出に応じて、過重な負担とならない範囲で提供しなければならない必要かつ合理的な配慮のこと

「合理的配慮」の例

- ◆車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡す
- ◆筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をする
- ◆障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などのルール・慣行の柔軟な変更を行う
- ◆店内の単独移動や商品の場所の特定が困難な障害者に対し、店内移動と買物の支援を行う

合理的配慮の範囲

- 合理的配慮の提供に伴う負担が過重でないもの
- 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するもの
- 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもの
- 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない

合理的配慮とは合理的環境調整のこと

元の英語

Reasonable accommodation

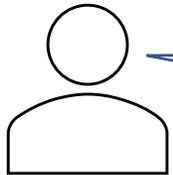
この日本語に訳して
しまった...

合理的配慮



Reasonable consideration

この日本語をもう一度英
語に訳すと...



合理的「配慮」とは「気遣い」や「心配り」のこと？

いいえ、違います。

合理的「配慮」は合理的「環境調整」と読みかえてください。



環境整備

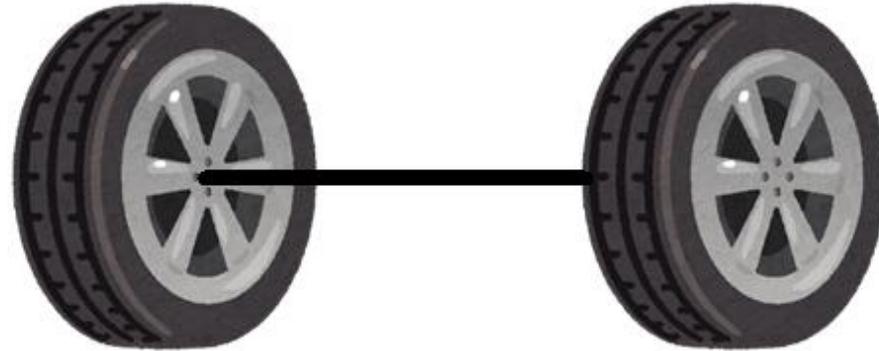
環境整備とは

不特定多数の障害者を主な対象として行われる施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等

- 「バリアフリー法」や「障害者総合支援法」などは環境整備法とし位置づける
- 障害者差別解消法においても事前的環境整備は努力義務とされている

環境整備と合理的配慮は車の両輪

社会的障壁の除去へ向かって



環境整備	合理的配慮
不特定多数の障害者が経験するであろう社会的障壁を前もって取り除く	今まさに実際に社会的障壁にぶつかった障害者が求める要求への応答
不特定多数への プロアクティブな対応	個別的かつ リアクティブな対応

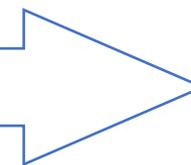


環境整備と合理的配慮の具体例

視覚障害者が読書するとき

個人的な対処法	合理的配慮	環境整備
「自炊」	本を購入した客の求めに応じて出版社が本の電子データを提供	アクセシブルな電子書籍の出版及びそれを促す法制度や施策
購入した本の背表紙を裁断機で裁断→スキャナーで画像データ化→OCRでテキストデータ化→テキストデータをPCのスクリーンリーダーで読む（または点字ディスプレイか点字プリンターで印刷して読む）	本のテキストデータをPCのスクリーンリーダーで読む（または点字ディスプレイか点字プリンターで印刷して読む）	Kindleアプリ+スマートフォンのアクセシビリティ機能（VoiceOverやTalkBack）で読む

個人的アプローチから社会的アプローチへ



Part 4

当事者参画

当事者参画

政策立案・政策評価では、当事者参画が必須

Nothing About Us Without Us

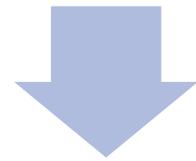
私たちのことを私たち抜きで決めないで

障害者権利条約批准に向けた国内制度改革

日本は当初、障害者権利条約の早期批准を予定



障害者団体は、批准の前に国内の法制度を障害者権利条約に調和させる必要があると主張



政府は障害者団体の主張を受け入れて制度改革を優先する選択

障害者権利条約批准前後の国内制度改革

2006年 障害者権利条約 国連総会で採択

第一期

批准前の制度改革

制度改革推進会議、差別禁止部会、総合福祉部会

障害者基本法の改正（2011）、障害者差別解消法の制定（2013）

2014年 障害者権利条約 日本批准

第二期

批准後の制度改革

障害者政策委員会

障害者差別解消法の改正（2021）、障害者差別解消法基本方針の策定（2023）

国内監視枠組みとして障害者権利委員会に報告（2016・2022）

内閣府 障害者政策委員会とは

障害者基本法の改正により2012年に設置

- 国の障害者基本計画の策定
- 基本計画の実施状況監視
- 障害者差別解消法基本方針の策定
- 国連障害者権利条約の「独立した監視枠組み」

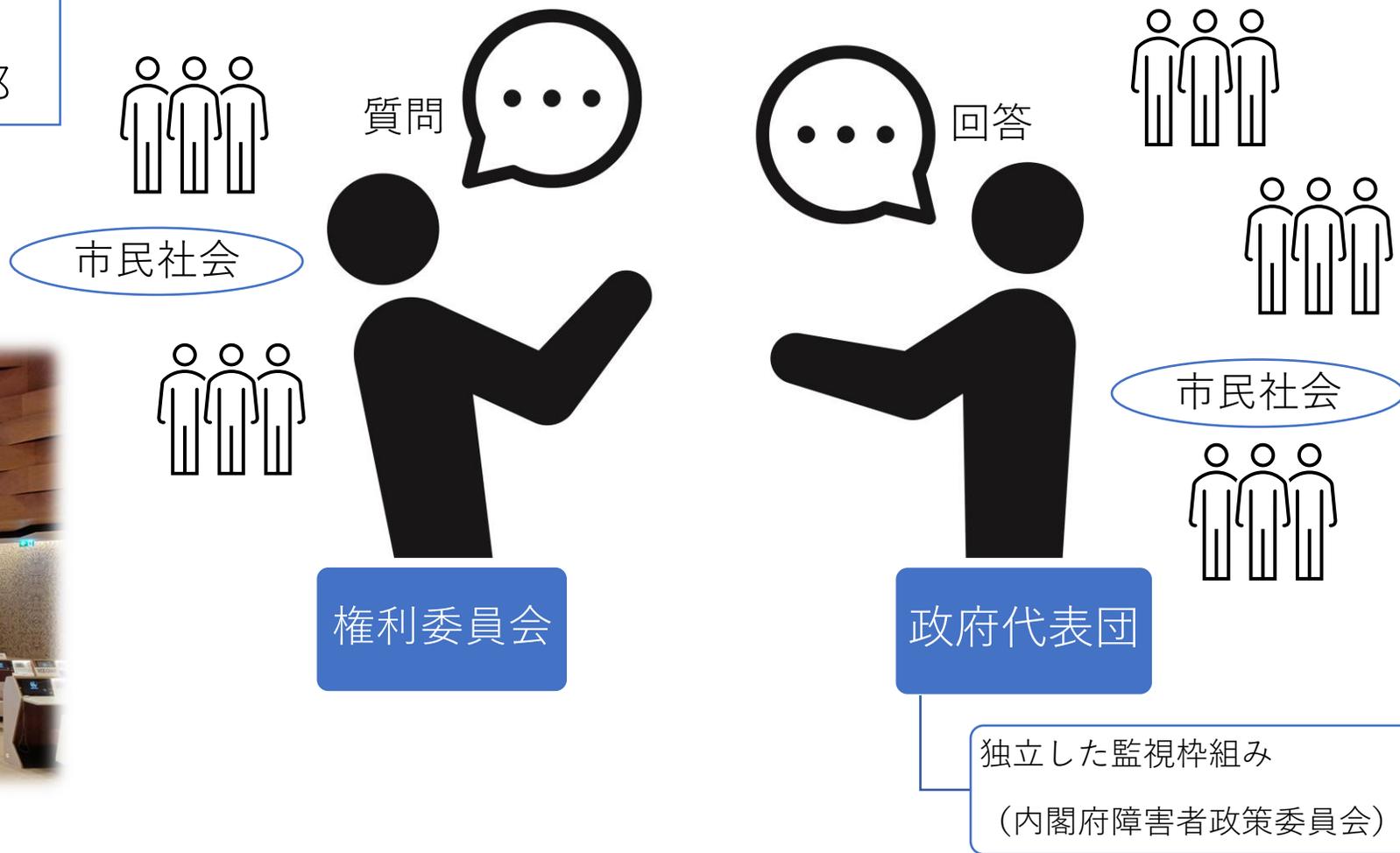


内閣府 障害者政策委員会 委員長

- 2012年の設立から5期10年、委員長を務める
- 障害者政策委員会を、政府と市民社会（障害者団体・障害者支援団体等）との建設的対話の場とすることに努力

障害者権利委員会と日本政府との建設的対話

2022年8月22日、23日
ジュネーブの国連欧州本部



障害者政策委員会の初回審査への関与

2014年

障害者政策委員会は条約批准の際に政府から障害者権利条約の独立した監視枠組みに指定された

2016年

初回政府報告に障害者政策委員会の意見を含めた

2022年6月

障害者政策委員会の見解をまとめ、障害者権利委員会に提出した

2022年8月22日

政府代表団の中に入り、独立した監視枠組みの立場で建設的対話で冒頭ステートメントを述べた

内閣府障害者政策委員会の 制度的位置づけと求められる機能

制度的位置づけ	求められる機能
審議会	独立した監視枠組み

- 行政機関に設置された審議会である政策委員会が政府の施策に対して条約機関による審査の場で懸念を示すのは異例なこと
- 政府は着実に条約を実施していると言うが、事実は異なると報告し発言することは、独立した監視枠組みが機能していることの証となり、少なくとも国内監視は適切に実施されていることを示すことになる
- 市民社会にとってはもちろんのこと政府にとっても、独立した監視枠組みを機能させることはきわめて重要なこと

Break Time



日本には国内人権機関（NHRI）がない

私の座席にはNHRI（国内人権機関の略称）と書かれたフラグ（名札）が置かれていた

「独立した監視枠組み」は国内人権機関が担うもの、というのが、権利委員会の事務局を務める人権高等弁務官事務所（OHCHR）の常識



国内人権機関世界同盟（GANHRI）

個々の国内人権機関がパリ原則（国内機構の地位に関する原則）を満たす機関かどうかの認定を行っている

2022年11月時点

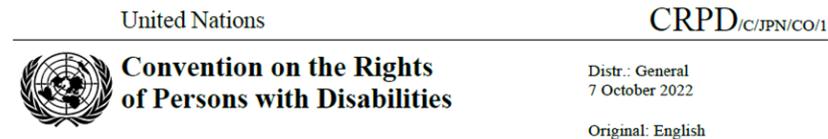
パリ原則を完全に満たすAステータスの国内人権機関：89機関

パリ原則を部分的に満たすBステータスの国内人権機関：31機関

総括所見（2022年10月7日）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見（英文）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448720.pdf>



Committee on the Rights of Persons with Disabilities

Concluding observations on the initial report of Japan*

I. Introduction

1. The Committee considered the initial report of Japan¹ at its 594th and 595th meetings,² held on 22 and 23 August 2022 respectively. It adopted the following concluding observations at its 611th meeting, held on 2 September 2022.
2. The Committee welcomes the initial report of Japan, which was prepared in accordance with the Committee's reporting guidelines, and thanks the State party for its written replies³ to the list of issues prepared by the Committee.⁴ It also acknowledges the additional written information provided to the Committee.
3. The Committee appreciates the fruitful and sincere dialogue held with the large high-

外務省ウェブサイトより

総括所見で示された主な勧告

- 代行決定制度を廃止して障害者の法の下での平等を確保し、支援型意思決定制度を構築すること
- 障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること、および本人同意のない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止すること
- 障害者の施設収容を終わらせるための迅速な措置をとること、および障害者が、居住地、どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられないようにし、自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること
- 障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること
- パリ原則を完全に満たす国内人権機関を設立すること、およびその枠組みの下で障害者政策委員会の制度的基盤を強化すること

3つのPDCAサイクル

